

第2期とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する

意見書(案)

令和4(2022)年12月

とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会

はじめに

県土の54%を占める森林は、二酸化炭素吸収機能や水源涵養機能、国土の保全機能の発揮といった「森のめぐみ」は、暮らしや産業を支える緑の社会資本として、県民に様々な恩恵をもたらしている。

とちぎの元気な森づくり県民税（以下「県民税」という。）は、とちぎの元気な森を健全な姿で次代に引き継ぐため、平成20(2008)年度から導入された。第2期県民税（平成30(2018)～令和9(2027)年度）においては、人工林が本格的な利用期を迎えていることや、野生獣による森林被害、森林所有者の高齢化や不在村化による持続的な森林管理や土地境界情報の把握が困難になりつつあることから、これらの課題に取り組むため、森林資源の循環利用、持続可能な森林管理、森林所有対策などに重点を置いた事業を実施している。

また、令和元年度には、市町による森林管理が可能となる森林経営管理制度が新たに創設され、この制度を含む森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から国により森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）も併せて創設された。譲与税は、県民税で取り組んでいる施策にも活用が可能であることから、県においては両税の用途の整理を行い、令和2年度より両税による事業を展開している。

こうした中、第2期県民税条例施行後5年を経過することから、条例附則第3項に基づく中間見直しを行う必要があるため、「とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会」において、県民税事業と譲与税事業の実施状況を一体的に検証・評価した上で、課題を整理し、令和5年度以降の後期県民税事業あり方について検討を行った。

検討に当たっては、令和2年度以降の森林・林業を取り巻く社会情勢の変化や県民、市町、関係団体の意向等を踏まえながら、議論を重ね、本意見書を取りまとめた。

県においては、本意見書の趣旨をご理解いただき、栃木県の森林が健全な姿で次の世代に引き継いでいけるよう取組を推進されることを期待する。

令和4(2022)年12月 日

栃木県知事 福田 富一 様

とちぎの元気な森づくり県民税評価委員会
委員長 阪田 和哉

目 次

1	検討の視点	1
	(1) 検討の必要性	
	(2) 検討方法	
2	これまでの県民税事業と譲与税事業の検証・評価と課題	1
	(1) 総合評価	
	(2) 県民税事業の課題	
	(3) 県民税事業と譲与税事業の実施状況と一体的な検証・評価と課題	
3	森林・林業の現状と課題	3
	(1) 野生獣生息域の拡大	
	(2) 里山林の適正な管理	
	(3) 譲与税の活用促進	
4	県民・市町・関係団体への意向調査の結果	4
	(1) 調査概要	
	(2) 調査結果	
5	県民税事業の令和5年度以降のあり方についての意見	6
	(1) 新たに直面している課題等への対応	
	(2) 今後の留意点	

1 検討の視点

(1) 検討の必要性

第2期とちぎの元気な森づくり県民税(以下「県民税」という。)の開始から5年が経過するため、条例附則第3項に基づき、令和元(2019)年度に用途整理を行った森林環境譲与税(以下「譲与税」という。)の取組状況等も踏まえて、令和5年度以降の県民税事業のあり方の検討が必要となった。

(2) 検討方法

以下の観点から検討を行い、意見書を取りまとめた。

- ・ 県民税事業と譲与税事業の実施状況を一体的に検証・評価した上で課題等を整理
- ・ 譲与税との用途整理後の社会情勢の変化と直面する課題の整理
- ・ 県民、市町、関係団体への意向調査等の結果

2 これまでの県民税事業と譲与税事業の検証・評価と課題

評価委員会の検証・評価(平成30年度～令和3年度)

(1) 総合評価

- ① 県民税事業については、重点取組である森林の若返り(皆伐後の再造林等)をはじめ、各事業とも適正かつ着実に実施され、本県森林の公益的機能の維持増進に効果を発揮した。
- ② 県民税事業と譲与税事業の取組は、本県の森林・林業が現在抱えている課題に対応し、適正に実施されていた。
- ③ 但し、森林における獣害の増加や里山林の管理水準の低下に対し、今後も適切に対応していくことが重要である。

(2) 県民税事業の課題

- ① とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業

カーボンニュートラル・SDGs等、時代の潮流を鑑みると、森林の若返りを図り、森林資源の循環利用を着実に進めることの重要性は一層増しているが、皆伐・再造林の阻害要因となるシカやクマによる被害が拡大しており、獣害への対応が必要である。

② とちぎの元気な森づくり里山林整備事業(整備・管理)

里山林管理については、計画 15,427ha に対し、実績が 6,784ha (実施率 44%) と低調であり、これまで整備してきた里山林を今後も適正に維持管理していくことが必要である。

③ とちぎの元気な森づくり森林所有対策事業

全国に先駆けて航空レーザ計測を活用し、所有者の立会や測量作業の効率化が図られており、今後もデジタル技術を活用し、林地の地籍調査を円滑かつ迅速に進めていくことが必要である。

事業別実績および進捗表

事業名	計画	実績	進捗率
未来の森整備	1,640ha	1,443ha	88%
里山林整備	17,155ha	9,944ha	58%
整備	1,728ha	3,160ha	183%
管理	15,427ha	6,784ha	44%
森林所有対策	2,304ha	2,304ha	100%

(3) 県民税事業と譲与税事業の実施状況と一体的な検証・評価と課題

県民税と譲与税の両税を活用し森林の若返りや里山林の整備、人材の確保・育成、木材利用の促進など本県の森林・林業における課題に対応した取組内容となっており、令和元(2019)年度の使途整理に基づき、適切に実施されていた。

なお、市町の譲与税の執行率については、前年度より向上し、着実に増加しているものの、令和3(2021)年度末時点で41%にとどまっていることから、市町における森林経営管理制度の円滑な運用など森林環境譲与税の効果的な活用に向け、今後も県の積極的な支援が必要である。

市町譲与税の活用状況

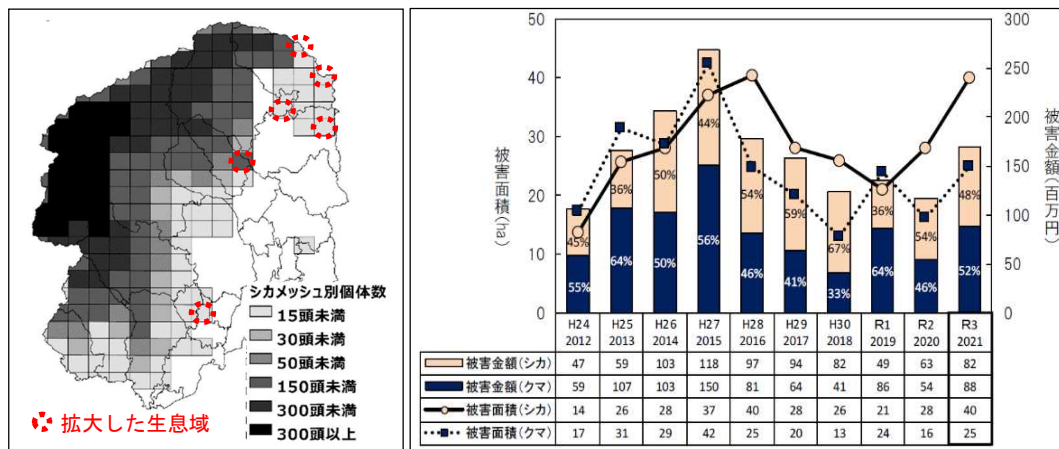
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
譲与額	256,214千円	544,482千円	545,648千円	1,346,344千円
執行額	61,822千円	176,906千円	314,594千円	553,322千円
執行率	24%	32%	58%	41%
基金積立率	76%	68%	42%	59%

3 森林・林業の現状と課題

(1) 野生獣生息域の拡大

シカによる被害範囲が県西、県南地域から県北東地域へと拡大傾向にあり、令和3(2021)年度は被害金額も対前年度比で1.3倍に増加した。獣害被害の拡大は、林業生産コストの増加等を招き、森林所有者が皆伐・再造林をためらう要因となることから、拡大する獣害への対応が課題である。

なお、獣害の状況は地域によって様々であることから、地域に応じた対策を行うことが必要である。



シカ生息密度分布
栃木県ニホンジカ管理計画(六期計画)

シカ・クマによる林業被害状況
令和3年度野生鳥獣の捕獲状況及び農林業被害状況について

(2) 里山林の適正な管理

里山林を管理する担い手の高齢化や後継者不足に加え、コロナ禍の影響により活動を自粛・縮小した管理団体もあったことから、里山林の適切な維持管理が課題である。

(3) 譲与税の活用促進

森林環境税は、令和6(2024)年度から徴収される予定であり、そのため譲与税の活用状況に注目が集まっている。一方、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までの市町への譲与額のうち約59%が基金に積み立てられていることから、有効活用の促進が課題である。

なお、市町では森林・林業に関する専門知識を持った職員の不足や事業実施に関するノウハウが不足している状況にあるため、実施体制への支援を図ることが必要である。

4 県民・市町・関係団体への意向調査の結果

(1) 調査概要

県民税事業のあり方を検討するにあたり、県民・市町・関係団体のそれぞれの意向を確認するため、下記のとおりアンケート調査を実施した。

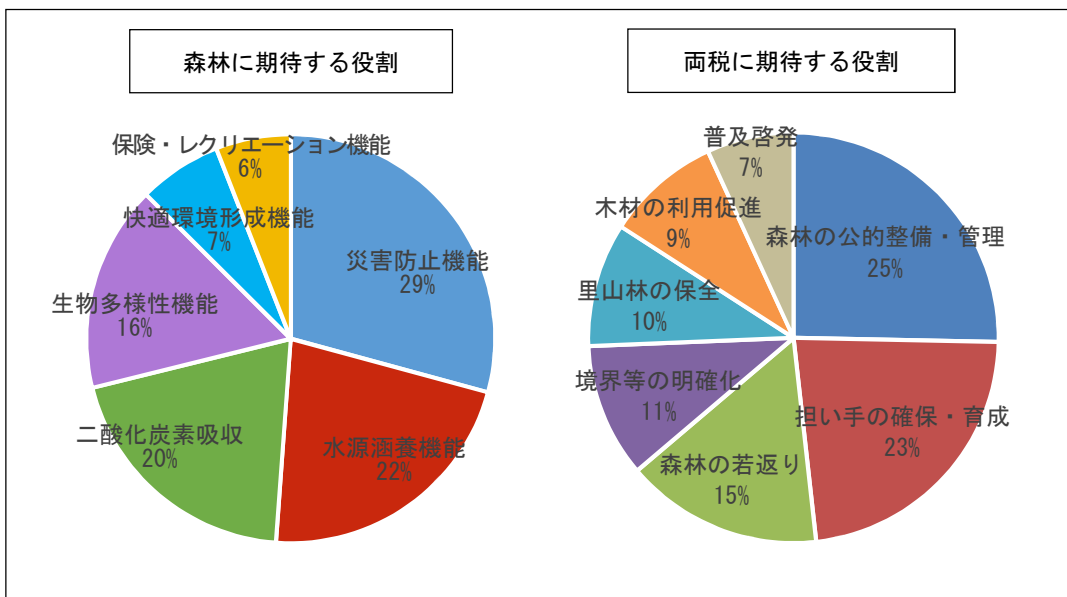
アンケート調査概要

区分	方法	対象者	実施期間
県民	インターネットアンケート	満 16 歳以上の 県内在住者 448 名	令和 4 (2022) 年 7 ~ 8 月
市町	アンケート・聞き取り調査	全 25 市町	
関係団体	アンケート・聞き取り調査	経済・消費者・林業 26 団体	

(2) 調査結果

① 県民

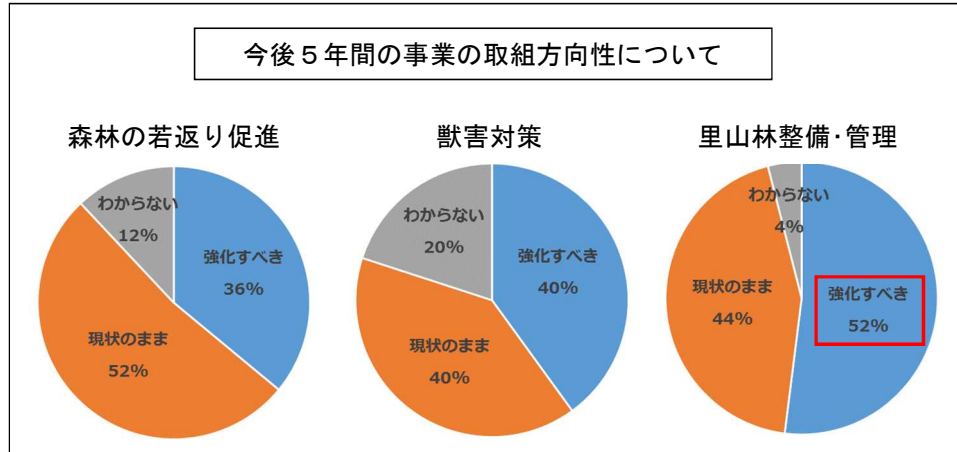
令和元(2019)年度の調査結果と比較し、大きな変化はなく、森林に期待する役割で最も回答が多かったのが「災害防止機能」、次いで「水源涵養機能」「地球環境保全機能(CO2 吸収機能)」であった。また、両税に期待する取組は「管理できず放置された森林の公的整備・管理」、「森づくりの担い手の確保・育成」が上位であった。



② 市町

強化すべきと回答があった取組は「里山林整備・管理」が52%と高い割合であり、聞き取り調査では、以下の意見があった。

○担い手の高齢化や後継者不足等に加え、コロナ禍の影響により森づくり活動の自粛・中止など団体等の活動が低調となっていることから、里山林管理事業（H30 から R4）の交付期間を延長してほしい。



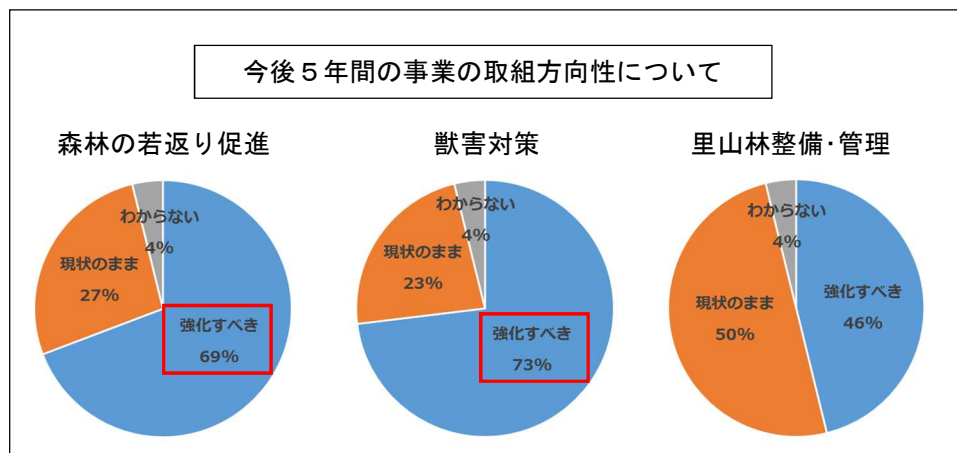
③ 関係団体

強化すべきと回答があった取組は「獣害対策」「森林の若返り」が上位で、聞き取り調査では、以下の意見があった。

○獣害対策用資材等の物価高騰を踏まえた資材単価を改定してほしい。

○労働意欲が減退するため、ヤマビルの防除方法を確立してほしい。

○ナラ枯れ被害が拡大し広葉樹への影響が懸念される。



5 県民税事業の令和5年度以降のあり方についての意見

これまでの検討を踏まえ、県民税事業と譲与税事業の今後のあり方について、以下のとおり意見を取りまとめた。

(1) 新たに直面している課題への対応

① 現場に合った野生獣被害防止対策の強化

シカの生息密度増加や生息域拡大に伴い、さらなる被害の増加が危惧される。被害の増加は、林業生産コストの増加や林業経営意欲の低下を招き、森林の公益的機能の発揮に影響を与えるおそれがあることから、地域に適した対策資材の活用や仕様の検討、生息域に即した対策範囲の拡充など防止対策を強化すべきである。

② 里山林の持続的な管理への支援継続

住民に身近な里山林の維持管理について、担い手の高齢化、後継者不足に加えて、コロナ禍の影響により活動が低調となり、適正な維持管理が困難となっている地域があることから、持続的な維持管理活動が行えるよう地域のニーズ等を踏まえた支援を検討すべきである。

③ 譲与税の活用促進支援継続

譲与税の活用実績は年々増加しているが、森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに各市町が積極的に事業化することで、県民に対してその活用成果を示していくことが重要である。そのため、県は、市町の実施体制への支援を引き続き継続するべきである。

なお、県民税との役割分担(使途整理)については、今後の実績、検証によりその必要性を検討することとし、中間見直しにおける再整理は必要としない。

(2) 今後の留意点

① 県民理解の促進

令和6(2024)年度から、森林環境税の徴収が開始されることから、県民への説明に当たっては、両税事業の必要性や役割を明確に示すことに加え、県民が広く理解できるように配慮するなど、県民理解の促進に努めるべきである。

② 両税の一体的な評価

令和5(2023)年度以降も税の透明性や公平性を確保するためには、引き続き両税を一体的に評価することが必要である。こうした評価を通して、森林・林業を取り巻く状況の変化に柔軟に対応するとともに、県民への説明責任を果たしていくべきである。

第2期とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する意見書

参 考 資 料

- ・とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会 委員 1
- ・とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会 開催経過 2
- ・とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会 設置要綱 3
- ・とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会 評価結果 4
- ・とちぎの元気な森づくり県民税に関する各意向等調査結果 5

とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会 委員

(五十音順)

No.	氏 名	所 属	備 考
1	飯 田 絵 里 イ ダ エ リ	アトリエ・ビーンズ 代表	
2	石 川 尚 子 イ シ カワ ヒサ コ	公益社団法人栃木県経済同友会	副委員長
3	大 貫 勉 久 オ オキ ツム ヒサ	栃木県林業振興協会 副会長	
4	阪 田 和 哉 サ カ タ カズ ヤ	宇都宮大学 准教授	委員長
5	豊 島 香 折 トヨ シマ カオ リ	公募委員	
6	二ノ宮 次 郎 ニ ノ ミヤ ジ ロウ	二宮木材株式会社 代表取締役社長	
7	深 谷 勉 卓 カ サ ヤ ヲ ヨ	公認会計士・税理士	
8	福 島 ヤス オ夫 フ ク シマ ヤス オ	那珂川町長	
9	屋 代 ゆき 子 ヤ ヤシロ ユキ コ	栃木県林業振興協会 こもれびの会会員	

とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会 開催経過

年月日	会議名	内 容
令和4年6月23日	第1回評価委員会	○委員長選出 ○検討スケジュール ○事業実績および評価結果 ○社会情勢の変化等による課題
令和4年11月4日	第2回評価委員会	○評価報告書(案) ○意向調査結果 ○課題の整理と対応の方向性 ○意見書(骨子案)
令和4年12月23日	第3回評価委員会	○意見書(案)

とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会 設置要綱

(設置)

第1条 とちぎの元気な森づくり県民税条例（平成19年栃木県条例40号）第2条に規定するとちぎの元気な森づくり事業（以下「事業」という。）について、透明性、公平性を確保するために評価等を行う、とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の執行状況や効果について検証・評価すること。
- (2) 事業の見直しに関すること。
- (3) その他事業の推進に必要な事項を検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13名以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境森林部環境森林政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月14日から適用する。
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、平成22年6月14日現在で委員会の委員である者の任期は平成23年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から適用する。
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月1日現在で委員会の委員である者の任期は平成30年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3(2021)年7月20日から適用する。

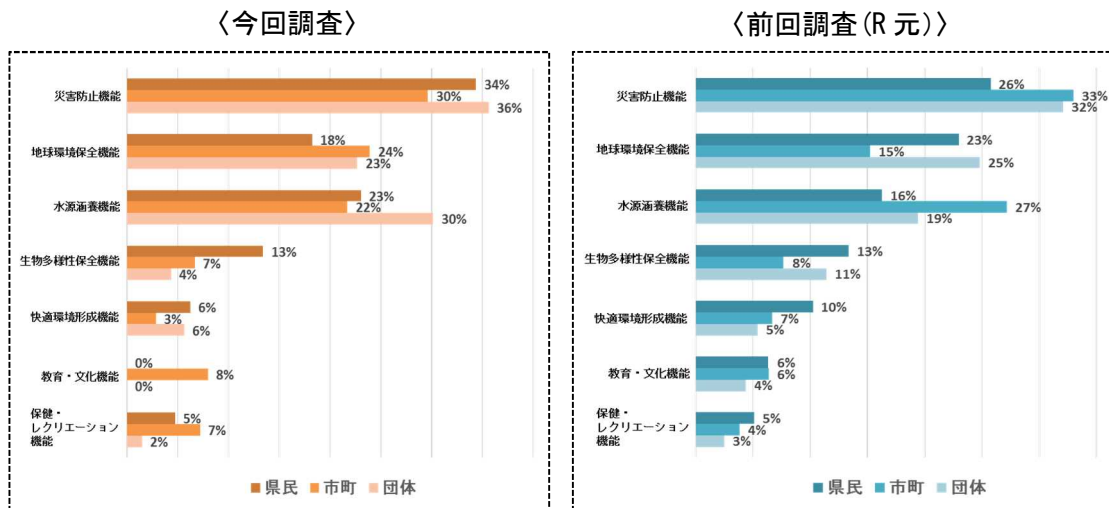
とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会 評価結果

事業/年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総合評価	重点取組である森林の若返りをはじめ、各事業とも適正かつ着実に実施されていた。	重点取組である森林の若返りをはじめ、各事業とも適正かつ着実に実施され、本県森林の公益的機能の維持増進に効果を発揮した。両税事業の取組は、本県の森林・林業の課題に対応し、適正に実施されていた。	重点取組である森林の若返りをはじめ、各事業とも適正かつ着実に実施され、本県森林の公益的機能の維持増進に効果を発揮した。両税事業の取組は、本県の森林・林業の課題に対応し、適正に実施されていた。	重点取組である森林の若返りをはじめ、各事業とも適正かつ着実に実施され、本県森林の公益的機能の維持増進に効果を発揮した。両税事業の取組は、本県の森林・林業の課題に対応し、適正に実施されていた。
未来の森整備	今後の森林の若返りを着実に進めるため、施行地の集約化の促進が重要	今後の森林の若返りを着実に進めるため、施行地の集約化の促進、生産性向上に向けた取組が重要	時代の潮流を鑑みても、森林の若返りの重要度は一層増しており、今後も森林の若返りを着実に進めていくためには、施行地の集約化の促進、生産性向上に向けた取組が重要	カーボンニュートラル等、時代の潮流を鑑みても、森林の若返りの重要度は一層増している。今後も森林の若返りを着実に進めていくためには、施行地の集約化の促進、生産性向上に向けた取組、及び獣害に苦慮する地域への対策が重要
里山林整備	今後も活動を継続するには、担い手の高齢化、後継者不足といった地域の実情にどう対応するかが課題	今後も活動を継続するには、担い手の高齢化、後継者不足といった地域の実情にどう対応するかが課題	今後も活動を継続するには、担い手の高齢化、後継者不足といった地域の実情にどう対応するかが課題	今後もこうした活動を継続するには、市町が求める管理事業量の把握に併せ、担い手の高齢化、後継者不足といった地域の実情にどう対応していくかが課題
森林所有対策	喫緊の課題として、過疎化や高齢化で境界等が不明な森林の増加があり、森林の若返り(森林資源の循環利用)を進める上で、森林所有対策はますます重要	過疎化や高齢化で境界等不明森林の解消が課題となる中、引き続き、デジタル技術の活用により林地の地籍調査を円滑かつ迅速に進めていくことが重要	今後もデジタル技術の活用により、林地の地籍調査を円滑かつ迅速に進めていくことが重要	今後もデジタル技術の活用により、林地の地籍調査を円滑かつ迅速に進めていくことが重要
森林環境譲与税との一体的評価	—	両税事業については、用途の適切な整理がなされた。市町における森林経営管理制度の円滑な運用と譲与税の効果的な活用に向け、今後も県の積極的な支援が重要	両税事業は、用途整理に基づき、適切に実施されていた。市町における森林経営管理制度の円滑な運用と譲与税の効果的な活用に向け、今後も県の積極的な支援が重要	両税事業は、用途整理に基づき、適切に実施されていた。市町における森林経営管理制度の円滑な運用と譲与税の効果的な活用に向け、今後も県の積極的な支援が重要

とちぎの元気な森づくり県民税に関する各意向等調査結果

(1) 森林の公益的機能の重要度について（複数回答）

○県民・市町・関係団体ともに、重要と考える森林の機能は、「災害防止機能」「地球環境保全機能」「水源涵養（洪水調節等）機能」が上位で、前回調査時と大きな変化はない。



(2) 県民税事業の取組について

○市町への調査では、「里山林整備・管理」について、半数以上が対策を強化すべきと回答

○関係団体の調査では、「森林の若返り促進」「獣害対策」について、7割程度が対策を強化すべきと回答

